

## 平成 30 年 11 月 15 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文と申します。

柴山大臣、この度は大臣御就任おめでとうございます。プロフィールを見させていただくと、大臣は、自民党の衆議院の補欠選挙に公募で自ら手を挙げて、そして当選されて大臣まで上り詰めた。日本の政治も開かれたものになってきたなというふうに感じております。是非ともそういうフレッシュな感覚で、今までの大臣にはできないような文科省改革を実現していただきたいと、まず最初をお願いをさせていただきます。

さて、大臣のこの所信というか挨拶を先日聞かせていただきました。文科省として、大臣として、やりたいことはしっかり書かれていたと思います。ただ、その九ページに及ぶその文書の中で、私はおやっと思ったんです。実は、専門職大学、一昨年、これ鳴り物入りで、日本の高等教育も複線化しようということで制度を決めたんですね。しかし、この専門職大学について僅か一行にも満たないですよ、三分の一行ぐらい、「専門職大学等の充実に向けた取組を推進します。」と、極めてシンプルに短く一言触れられていただけなんですね。私はここには違和感を覚えましたね。

実は、専門職大学、昨年というか、来年に向けてのその申請が始まって、これ先月の五日に約十七校の申請があった。そのうち、認可されたのが一校のみで、二校が保留、そしてほかの十四校は取下げという結果だった。私、これも見て、ええっ、こんなものなのかとびっくりしたんですね。

ただ、今日入ったニュースでこの二校が、保留したこの二校は認可されたということですから合計三校……（発言する者あり）ごめんなさい、いや、私に入った今情報ではその方針になったということみたいですけど、まあ十七校のうちの三校ですよ。そうすると、まあこんなものかなとも思うんですが、ただ、私は最初の発表が一校だけだったというのは非常

にこれ少ないなというふうに感じました。

まずお伺いしますが、大臣、そもそも新しく専門職大学を設立する目的は何だったんでしょうか。

**○国務大臣（柴山昌彦君）** 専門職大学は、去年の通常国会で成立させていただきました学校教育法の一部を改正する法律に基づいて制度化されたものでございまして、近年、産業構造の急速な転換が進んで、高度で実践的かつ創造的な職業教育の充実が喫緊の課題となっていることから、これまでの大学、短大の強みと専門学校の強みの両方を併せ持つような新しい職業教育の枠組みが求められていることを踏まえまして、大学制度の中に位置付けられ、実践的な職業教育に重点を置いた高等教育機関として創設をされたところでございます。

**○松沢成文君** そこで、認可が少なかったと私は指摘しましたが、皆さんにお配りしたこの資料を見ていただきたいのですが、これ、専門職大学に認可を与えるかどうかですね、これ、大学も含めてですけど、審議会があるわけですね。その下にまた分科会というのもあるんです。このメンバーがここに載っております。そのバックグラウンドも載っているんですね。

まず、この薄緑で書かれているのが民間人の方です。民間を代表して入ってきた方。それから、濃い黄色で書かれているのがいわゆる専門学校も経験している方、関与している方なんです。ただ、この人たちは学校法人として大学も運営していますから、大学の方でもあります。残りの青色、大体これ五分の四ぐらいかな、もっとかな、これ全部大学関係者なんです。このアンバランスに驚いているんですね。

大臣、大学と専門職大学、このダブルルートができたのはいいことなんですけど、これはある意味でライバルにもなっちゃうんですね。

まず、私学助成。今の財政厳しい中ではそう簡単に増えていきません。ですから、大学や、特に専門職大学はどんどんどんどん認可されていくと、えっ、自分たちの私学助成減っちゃうな、いや、余り増やしたくないなと思うのは当然ですよ。それで、圧倒的に大学の方が

多いわけです。ですから、専門職大学もっと厳しくしておかないと、こんなの何校も認めちゃったら、私学助成、どんだんうんちの方が減っちゃうなど、こういう関係にあるんですね。

これは紛れもない事実で、実はこの濃い黄色い人たちはまさしく、私もちょっと調査しましたけれども、私は専門職大学の代表者というよりも大学の方も代表しているのだから、立場なんだということで、だから、逆に言えば、専門職大学の意見を反映するというか、よく実態が分かっている人がある意味で一人もいないんです。この審議会では、ほとんど厳しい意見ばかり出て、認可されないと私は思うんですけどね。

さあ、そこで、このように利害が対立してきた大学関係者と少数の民間の代表者による審査の結果、専門職大学の排除の論理が働いてしまって、ハードルが高くされてきたのではないのかと。これ、議事録が公表されていないから、ちょっと中分からないんですけどね。

それから、専門職大学は既存の大学と設置基準も学位も異なるのでありますから、私は、大学設置分科会ではなくて、専門学校の代表者も委員として一定割合を含む専門職大学設置分科会というのをつくって、そこでやっぱり専門職大学を認可するかはそちらの審議会で、分科会でやらないと、今の大学審議会とその下の分科会ではほとんどが大学関係者ですから、公平な審査されないと思うんですけども、いかがでしょうか、どう考えますでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） まず、実態として申し上げますと、実は今御紹介をいただいた名簿なんですけれども、専門職大学の審査を行うこの大学設置分科会には今読み上げられた肩書ですと大学の関係者しかいらっしやらないということなんですけれども、専門学校の設置も行っている学校法人の理事長もいらっしやいます。そのことについては指摘をまずさせていただきたいと思います。

その上で、この専門職大学とそれから大学とが今おっしゃったような利益相反関係になるというのは、今の時点においては確かにそうかもしれませんけれども、我々が考えているの

は、今、やはり社会の期待に応えられていない大学がよりスキルアップ、専門性を高めてもらって、その専門職大学に移行してもらおう。そして、もちろん、今、専門学校からステップアップをして専門職大学に行く、そういうような多様なルートを想定をさせていただいております。

そういう中で、まず大学制度の中で創設された制度であるということ、それと、あと大学設置分科会の中では、大学関係者のみならず、産業界出身の委員も任命されているということ、そういうことも御考慮をいただきたいというように思いまして、専門職大学の特性を踏まえた適切な審査が行われたと。現に今お話があったように、保留になっている学校についても、これは認可される方向で話が進んでおりますので、今年は非常に急にこういう形で手続が進んでしまったところではあるんですけども、また来年以降チャレンジの機会があるということについてもまた御理解をいただきたいと思っております。

**○松沢成文君** 新しい専門職大学の認可専門の分科会をつくるということには、今大臣、否定的だったですけども、そうであるのであれば、このアンバランスは少し正していただいて、専門学校のことをよく分かっている委員もやっぱりこの中に増やしていただかないと公平な議論にならないと思っておりますので、そこは要望しておきます。

次に、専門職大学の設置基準についてでありますけれども、既存の大学とほぼ同じ設置基準をクリアした上で、多少緩和されているところはあるんですが、ほぼ同じ設置基準をクリアした上で、専門職大学については独自の設置基準、かなり厳しいものが求められているんですね。

例えば、教育課程連携協議会を設置しなさい、教育課程を民間の産業界なんかもきちっとやっていくように話合いの場を設けなさい、あるいは実務家教員の設置の割合もかなり高いんですね。それから、臨地実務実習の実施、インターンみたいなことを徹底してやらせて現場で学んできなさいと、こういうものを満たさなきゃいけないわけなんです。

ちょっと、これ今月の七日に、実は来年じゃなくて再来年度の、平成三十二年度の開設に向けた申請というのが審議会にもう諮問されたんですね。私立大学は四校、専門職大学が十五校、専門職短期大学が五校申請されたんです。これには平成三十一年度の申請を取り下げた十四校のうち九校が再チャレンジしているんです。

ただ、気になったのは、このうちの一枚は専門職大学で申請しているんじゃないかと、一般大学で申請に切り替えているんですね。つまり、もう専門職大学、今年の様子見ても、これ厳し過ぎてほとんど駄目じゃないかと、それだったら、一般大学の方が緩いからこっちで申請した方が早く認可取れるなど、こういう考えがもうあるんです。

だから、私は、専門職大学の設置基準というのは実質的に一般の大学と同等以上の水準を求めるものになっていて、ちょっと厳し過ぎるんじゃないかというふうに考えておりますが、この点については大臣はいかがお考えでしょうか。

**○国務大臣（柴山昌彦君）** 専門職大学の設置基準については、一般の大学の設置基準の水準を基本としつつ、先ほど申し上げたように、加えて高度な実践力や豊かな創造力を持つ専門職業人を育成するという特性を踏まえて独自の基準も設けたという特質がございます。したがって、先ほど松沢議員が御指摘になったように、教育課程連携協議会を設置するのですとか、あるいは実習等による授業科目をおおむね三分の一以上とするのですとか、専門的な教員の数を確認するのですとか、そういった従来の大学にはない基準も設けております。

ただ、その一方で、大都市など周辺の土地が既に高度に利用されている場合などを考慮して校地面積の減算を認めたり、あるいは企業等での臨地実務実習が必修である等の特性を考慮して一定の要件の下に校舎面積の減算を認めたり、あるいは生きた知識や技能などを教授する役割を期待して、現に企業などに勤務している方を一定の要件の下に専任教員としてカウントできることとするなど、一部の基準の弾力化も図っている部分でもあります。

したがって、こういった両面がございますので、専門職大学の設置を検討している学校法

人等に対しまして、こういった内容を十分に理解した上で申請していただけるよう、御相談に丁寧に対応していきたいと考えております。

**○松沢成文君** 確かに専門職大学の設置基準、少し緩和されている部分もあるんですね。ただ、それよりも追加されている部分の方が大きいんで、私はどう見ても専門職大学の方が厳しい設置基準になっているというふうに思います。

一つ例を出します。ちょっと質問の順番、五番目を先にやりますけれども、専門学校の中には、例えば都市部の駅前に立地をしている学校も多いわけです。そういう学校では、どうしても図書館とか体育館などの設備が近隣にはなかなか確保できないという悩みを抱えているんですね。

例えば、大学のサテライトキャンパスのように、少し離れていても、ここは体育館だ、あるいは運動場として貸してもらえるから認めてあげようじゃないかと、あるいは公的な施設をきちっと定期的に借りるという契約をすれば自前で持っていなくてもいいじゃないかと、これぐらいの配慮がないと、そう簡単に、体育館も造れ、運動場も造れ、これは財政計画作れませんよ。銀行からの融資も得れませんよね。

私は、もう大胆に、専門職大学にどうしても体育館が必要か、どうしても運動場が必要かと、それは臨機応変、教室を使って体育の授業をやったっていいじゃないかと、それぐらいに、何といふかな、緩和をしてあげないと、これ特に都市部の専門職大学がこの設置基準クリアできるかってなかなか難しいと思うんですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

**○国務大臣（柴山昌彦君）** まず、おっしゃるとおり、サテライトキャンパスという取組がございます。ただ、二校地で教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないような必要な施設及び設備を備えるものとするを設置基準で規定しております。

それから、体育館と図書館についてですけれども、確かにおっしゃるとおり、体育館など



のスポーツ施設については原則としては備えるものとしておりますけれども、周辺の土地利用などやむを得ない特別の事情があるときには、公共や民間の運動施設を学生の利用に供するなど、一定の代替措置を講じることによってスポーツ施設を設けないことができる旨、この度設置基準で規定をさせていただきました。

ただ、図書館の方なんですけれども、教育研究を行う専門職大学としてはやはり不可欠の施設ではないかと考えておまして、もちろん設置する学部等の種類や規模などを踏まえてふさわしい規模のものとして検討することは必要だと思いますけれども、やはり図書館としての機能を備えていただく必要があるというように考えております。

いずれにいたしましても、弾力的な取扱いも含めて、文部科学省として専門職大学などの設置を検討している方々に向けて、その制度趣旨、設置基準等について丁寧な説明、分かりやすい周知に努めてまいりたいと思います。

[○松沢成文君](#) 是非とも、専門職大学の設置基準は、私は緩和の方向で見直していただきたいということを要望しておきます。

それから、これ、来年の四月から開校予定の学校の申請が、設置基準ができたのが去年の九月で、十一月の申請締切りですよ。僅か三か月でこれだけの資料を用意できますか。この辺りも、文科省、私は不親切だと思いますよ。これで、書類が不備だとか、こんなのも用意していないのかと、もう厳しい言葉で審議会から忠告受けちゃっているわけですよ。私は、もう少し文科省が、初めての大学育てていこうという観点から、少なくとも半年ぐらいはここに申請のスケジュール、スタートから申請の締切りまで用意してあげて、様々な相談に乗ってあげて、それでできるだけ育てていこうという方向でやらないと、私は専門職大学育ていかないというふうに思うんです。

この無理なスケジュールを組んだことについて文科省はどうお考えか。私は、その理由の一つにやっぱり文科省のスキャンダルの続発があったと思うんです。もうスキャンダルの対

応でこういう実務がきちっとできていないんですよ。その辺りについても大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（柴山昌彦君） 非常にタイトなスケジュールであったことについては申し訳なく思っております。ただ、これについては、平成二十九年五月に成立した学校教育法の一部を改正する法律の条文で、平成三十一年四月一日からこの専門職大学制度を施行するということが明記がされております。こうした中で、文部科学省令である専門職大学設置基準の制定に当たっては、その法律の公布後に中教審の審議あるいはパブリックコメントなど所要の手続を経る必要があったから、その公布が今年の九月八日となってしまいました。

こうした特殊な事情を踏まえ、大学の新設の場合には、原則として文部科学大臣への設置申請は開設前の前年度の十月に行っていただくものとしていたんですけれども、平成三十一年度開設の専門職大学の新設に限っては、この申請時期を一か月後ろ倒しして十一月とさせていただいたところでありまして、初年度の設置申請者においてはこのようなスケジュールになるということを御理解をいただいた上で申請をされたものであるというようには考えております。

ただ、非常にタイトなスケジュールになったということ、重ねて御迷惑をお掛けしたと思っております。今後、来年度に向けた取組等も含め、制度趣旨、また設置基準の内容等について丁寧な説明をさせていただきたいと思っております。

○松沢成文君 しっかりやっていただきたいと思っております。

ちょっと次のテーマに行きます。

日本語教師の公的資格について伺います。

新聞報道と、あと大臣も会見でもおっしゃられていましたけれども、政府として、外国人労働者の受入れを拡大するこの入管難民法改正案の提出と併せて外国人向けの日本語教師の公的資格を創設する方針を固めた。これまで統一的な資格がなくて、日本語教師の質や



教育内容のばらつきが問題視されてきた中でこういう方針を打ち出したことには私も評価をしております。

ちょっと最初の質問はもう飛ばしますけれども、さて、この日本語教師の資格というのは、国が法律に基づいて認定する国家資格にするのか、それとも公的資格ですね、例えば民間の団体や公益法人が実施して、文科省、経産省のような官庁や大臣が認定するという公的資格。例えばですけれども、日本商工会議所の日商簿記とか、あるいは漢字検定とか、あるいは手話通訳とか、こういうのは公的資格というんですけれども、これ、どちらの資格でやっていく方針でしょうか。

**○政府参考人（中岡司君）** 先生お尋ねの、どのような位置付けにするかということですが、いますけれども、これから文化審議会の国語分科会において資格の位置付けも含めまして検討させていただきたいと考えております。

**○松沢成文君** これは、外国人労働者の受入れを拡大する法案の提出に併せてきちっと方針を出す政策じゃないんですか。これから文化審議会にかけて、これ、どれぐらい掛かるんですか。結局、来年から政府は法案をスタートさせて外国人労働者を入れたいと。そうであれば、外国人労働者も入ってくるし、ひょっとしたら御家族も一部入ってくる。そういう皆さんに日本語の教育をきちっとやっていかなきゃいけない。それでまだ、資格をつかって、それをきちっとやりたいんですけども、その資格についてはこれから文化審議会ですら十分に検討させていただきます。

これ、いつまでにやるんですか。逆に言ったら、法案提出に併せてやらないと、やっぱり制度をしっかりと推進できないんじゃないですか。

**○国務大臣（柴山昌彦君）** これはダブルトラックでやらせていただきたいと思います。日本語教育の資格に関する文化審議会国語分科会において、平成三十一年度中をめどに結論をいただきたいと思います。

○松沢成文君 来年から制度をスタートさせたいと、外国人の労働者、日本に入ってきていただいて頑張ってください。それなのに、この日本語教育については三十一年まで時間掛けてやりたい。こんなちぐはぐなことやっているから、逆に法案についての疑問がどんどんどんどん噴出するんじゃないですか。

あわせて、現状でも日本語が話せない外国人の子供の学習支援というのが問題になっています。労働者本人だけでなく、特定技能二号で、まあ分野は少なくなるようではすけれども、帯同した家族への日本語教育についてはどのように考えているのでしょうか。

学校の教師にも、これ小中高いると思いますけど、日本語を教える可能性がある教員にはこの資格をすぐ取得をさせるという方針ですか。

○政府参考人（清水明君） お答え申し上げます。

学校において、外国人児童生徒の指導、日本語教育も含めた指導を行う教師の資質は重要なことだと思っております。

ただ、学校における児童の指導に当たる教師につきましても、教員としての資質、能力を基礎にして、児童生徒一人一人の日本語の習得状況と各教科の学習理解度の把握に基づいてきめ細かな指導をしていくこと、生活面の適応の支援もしていくといったことが求められておりますので、一般的な日本語学校の日本語教師に求められる能力と同一に捉えることはできないところでございますので、この日本語教師の資格の取得を義務付けるということは現時点では想定していないところでございます。

ただ、いずれにしても、外国人児童生徒の教育を担う教師の資質、能力の向上は重要な課題でございますので、文部科学省におきましても、平成二十九年度から、こういった教師の能力向上のための学校、教育委員会、大学等における養成、研修に資する体系的なモデルプログラムの開発、普及に取り組んでおきまして、来年度にはモデルプログラムが完成しまして、ガイドブックの配付、シンポジウム等で普及を図っていく予定にしているところでござ

います。

○委員長（上野通子君） 時間ですので、おまとめください。

○政府参考人（清水明君） はい。教師の配置の充実と併せて、こういった取組など、教員の質の向上を図って、外国人児童生徒の日本語教育を含む教育の充実に努めていきたいと考えております。

○松沢成文君 時間ですので終わりますが、これボランティアにも相当頼っているんですね、日本語教育というのは。これやっぱり教えるボランティアの皆さんにも研修制度ぐらいはきちっとつくらないと、私は日本語教育の資質向上できないと思いますので、その検討もお願いします。

ありがとうございました。